

## 4 申請書類⑩についての留意点

○総合型地域スポーツクラブ東京都協議会独自基準

「所在する区市町村を通じ、東京都にクラブ設立の「届出」を提出している」

【この基準に関する対応】

・登録申請時に、スポーツTOKYOインフォメーション「地域スポーツクラブ一覧」、東京都地域スポーツクラブサポートネット「都内地域スポーツクラブ一覧」に掲載されているクラブは、過去、区市町村を通じ、都へ届出が提出されているものと見なし、この基準に関する書類提出は不要です。

・上記以外の、**新規設立のクラブや、一覧に未掲載の既設立クラブなどは、所在の区市町村を通じ、東京都に「届出」を提出していただく必要があります。**

・その際には、登録・認証制度の申請時期から逆算して、余裕をもって、一報でも良いので早めに、クラブ設立の意向などを区市町村にご相談いただくようお願いいたします。

・区市町村との調整を経て、都に届出が提出された場合には、都から東京都協議会に対し連絡がありますので、クラブからの書類提出は不要です。